

奥州市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年1月8日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二朗
奥州市監査委員 及 川 梅 男

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成25年10月23日、24日、25日及び28日

本監査 平成25年10月29日

(2) 監査の対象とした部課等名

ア 教育委員会事務局

教育総務課、学校教育課(教育研究所を含む。)、生涯学習課、中央生涯学習推進センター、歴史遺産課、スポーツ振興課、水沢支所、前沢支所、胆沢支所及び衣川支所

イ 教育機関

水沢区中学校給食センター、江刺学校給食センター、前沢学校給食センター及び胆沢学校給食センター

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成25年度(平成25年4月1日から平成25年8月31日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成24年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
教育総務課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
学校教育課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
生涯学習課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
歴史遺産課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
スポーツ振興課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。

水沢支所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢支所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢支所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川支所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水沢区中学校給食センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺学校給食センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢学校給食センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢学校給食センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。